

第 34 回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会 運営業務委託仕様書

公益財団法人佐賀県スポーツ協会

本仕様書は、大会の目的を達成するため、選手団等の滞在に係る以下の業務を委託するためのものである。

1 業務名

第 34 回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会 運営業務

2 目的

第 34 回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会の円滑な実施を図る。

3 委託予定期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までを予定している。なお、実行委員会の設立後、正式な委託期間を決定する。天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めたときは、契約の全部若しくは一部を変更又は解除することがある。

4 委託費（見積上限額）

110,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

委託費の支払いは、大会開催当該年度以降とする。

※令和 8 年度において本件契約に係る公益財団法人日本スポーツ協会の予算が増額・減額または削除された場合は、委託者は本件契約を変更し、または解除することができるものとする。

※契約変更又は解除の場合の委託費の取り扱いについては、公益財団法人日本スポーツ協会を含めた協議を行うものとする。

5 発注者

公益財団法人佐賀県スポーツ協会が発注し、第 34 回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会実行委員会に引き継ぐものとする。

6 大会の概要

「第 34 回日・韓・中ジュニア交流競技会佐賀大会 開催要項（案）」（別添参照）のとおりである。

7 選手団の編成基準

各国選手団の編成基準は247人とし、その内訳は、「日・韓・中ジュニア交流競技会一カ国当たりの選手団の基本編成表」のとおりである。

8 業務の内容

I 配宿及び公式行事等の会場の確保について

(1) 大会本部、各国本部・団長・選手団・視察員、通訳及び事務局の宿舎を佐賀市または佐賀市近隣市町内に確保し配宿する。

宿泊数の内訳は、【内訳書1-1】のとおりとする。

なお、食事の提供に当たっては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。

(2) 佐賀市または佐賀市近隣市町内に佐賀県選手団宿舎を確保し配宿する。

金額は1泊3食分とし、宿泊数の内訳は、【内訳書1-2】のとおりとする。

なお、食事の提供に当たっては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。

(3) 日本宿舎内に大会本部室を、また、各国宿舎内に各国本部室を確保し、必要物品を手配する。

(4) 本部宿舎内に諸会議等の会場を確保する。

(5) 宿舎内に食事会場等を確保する。

(6) 公式行事の会場を確保する。

(7) 本部役員・来賓が出席する歓迎会・歓送会の会場等を確保する。

上記(3)～(7)の本部室、会議・食事会場、公式行事会場等の内訳は、【内訳書1-3】のとおりとする。

II 会議（歓送迎夕食会（本部役員・来賓）について

本部役員・来賓が出席する歓迎会・歓送会の飲食を手配すること。

内訳は【内訳書2】のとおりとする。

III 弁当調達について

大会関係者（医師・看護師、競技役員・補助員・通訳・必要に応じて選手団等）の昼食用弁当を調達し、各会場への配送及び容器の回収まですべての業務を行う。

内訳は【内訳書3】のとおりとする。

なお、選手団にあつては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。

IV 輸送の確保について

大会の事前視察、大会期間中の選手団及び各国本部役員等の輸送手段を確保する。

内訳は【内訳書4-1、4-2】のとおりとする。

V 視察研修について

韓国選手団、中国選手団の見学等の研修を行う。

日本（佐賀県）の文化の紹介にふさわしい研修先を選定し、予約が必要な場合は予約手配する。

内訳は【内訳書5】のとおりとする。

VI 通訳について

通訳の選定・配置計画（大学、開催都道府県内国際交流会等関係機関への打診状況の有無）について、

【内訳書6】をもとに提案すること。 ※通訳の選定・確保については事務局と合同で行う。

(1) 通訳の配置

各国本部、選手団及び競技会場に通訳を配置する。

(2) 通訳マニュアルの作成及び事前研修会の実施

通訳は引率等の業務を兼ねることから、そのためのマニュアルの作成及び2～3回の事前研修（説明会）を実施する。

事前研修に係る経費は交通費のみとする。

VII 消耗品費について

(1) 飲料水、スポーツドリンク、氷の手配

(2) 韓国・中国選手団長贈呈用花束の手配

内訳は【内訳書7】のとおりとする。

※見積の作成にあたっては、日本・韓国・中国・佐賀県選手団の経費の区分が可能な項目はそれぞれ分けて記載すること。